

# 議会だより



〔表紙写真〕 4月6日北檜山小学校入学式の様子

真新しいランドセルを背負い、元気に登校してきた新一年生に、ライオンズクラブ・せたな警察署の皆さんから靴に貼る夜光反射板等の交通安全用品のプレゼントや記念撮影が行われました。

入学式では緊張した面持ちでしたが、名前を呼ばれると元気に手を挙げ、大きな声で返事をしていました。

第1回定例会	P 2～ 5
一般質問	P 6～14
平成24年議員出席状況	P15
委員会活動状況	P16
委員会レポート	P16～17
まちづくり計画調査・特別委員会調査報告	P17～18
第3回臨時会	P18
議会の動き・編集後記	P18

# 平成25年度一般会計外10特別会計

## 138億47万5000円可決！

### 新年度予算

平成25年第1回定例会が、3月5日から14日にかけて開かれました。新年度予算や条例の改正などの議案を審議し、原案可決が63件、町長提出案件1件が否決されました。審議した議案のあらましは、次のとおりです。

#### ◎一般会計予算

(82億9718万2000円)

◎簡易水道事業特別会計予算  
(8億1165万4000円)

◎国民健康保険事業特別会計

予算  
(17億1880万3000円)

◎公共下水道事業特別会計

予算  
(4億1647万8000円)

賛成討論 平澤 等議員

(2601万2000円)

#### ◎後期高齢者医療特別会計

予算  
(1億2174万9000円)

#### ◎漁業集落排水事業特別会計

予算  
(645万6000円)

#### ◎介護保険事業特別会計

予算  
(9億9294万5000円)

#### ◎風力発電事業特別会計

予算  
(5536万3000円)

#### ◎介護サービス事業特別会計

予算  
(3625万3000円)

#### ◎病院事業会計

・収益的収入及び支出  
(12億4714万5000円)

・資本的収入及び支出

### 条例

(7043万5000円)

#### ◎公共施設の暴力団排除に関する条例の廃止

暴力団排除条例が平成25年4月1日から施行されるため、既に制定している暴力団排除関係条例等の整理をするために廃止しました。

#### ◎新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布されたため、対策本部に関し必要な事項を定めました。

#### ◎障害者程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正

◎障害者地域活動支援センター条例の一部改正

#### ◎障害者グループホーム条例の一部改正

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法

律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのものに改められたことから、これらの条例の一部を改正しました。

#### ◎議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部改正

せたな町選挙管理委員会が定める投票区において、小規模な投票区について統合が行われたことから、本条例の一部を改正しました。

#### ◎職員定数条例の一部改正

◎町立学校職員の自家用自動車の使用に関する条例の一部改正

◎町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止

せたな町立北海道瀬棚商業高等学校が3月31日をもって閉校となるため、これらの条例の一部改正、廃止をしました。

地方分権一括法による条例の制定、改正一覧

条 例 名	条 例 内 容
指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例	事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める。
指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例	
道路の構造の技術的基準を定める条例	道路の幅員、線形、勾配等の技術的な基準を定める。
町道に設ける道路標識の寸法を定める条例	案内標識、警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法及び文字の大きさについて定める。
準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	準用河川の堤防、床どめ、堰、水門及び樋門、橋、伏せ越しの構造の技術的基準を定める。
高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例	歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場等の構造に関する基準を定める。
町営住宅等整備基準を定める条例	床面積を25㎡以上。 台所等水回り設備、テレビ受信設備、電話配線の設置。温熱環境、遮音性能、劣化の軽減、維持管理への配慮、空気環境、高齢者等への配慮等を定める。
簡易水道事業給水条例の一部改正	布設工事監督者及び水道技術管理者の配置及び基準について定める。
公共下水道条例の一部改正	町が設置する公共下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める。

※簡易水道事業給水条例の一部改正については、地方分権一括法とは別に、大成区水道施設整備事業の一部完了により、花歌地区の定額料金表を廃止することについても改正されています。

◎地方分権一括法の施行による条例の制定及び改正  
これまで国が定めていた基準等について、地域の事情に合わせて市町村の条例で定めることが義務づけられたため、7つの条例を制定し、2つの条例を改正しました。

◎手数料条例の一部改正  
北海道から電気工事業の登録に係る事務の権限移譲に伴い手数料を設定するため、本条例の一部を改正しました。

◎職員の給与に関する条例の一部改正  
住居手当（持ち家）について、国と地方の住宅事情や政策が異なること、また職員の負担軽減等を考慮し段階的に減額するため、本条例の一部を改正しました。

◎健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部改正  
せたな町生きがい活動支援通所事業において、介護保険サービスの通所介護との利用者負担の整合性を図るため、利用料金の見直しについて本条例の一部を改正しました。

◎営農用水道等給水条例の一部改正  
大成区水道施設整備事業の一部完了により、現行定額料金制度の大成区宮野旭簡易給水施設、宮野峠下簡易給水施設を

廃止し、平成25年4月1日から久遠簡易水道事業に統合し計量給水料金制とすることから、本条例の一部を改正しました。

**24年度補正予算**

◎一般会計補正予算（第11号）：否決  
6億7754万1000円を追加し、予算額を92億4403万2000円とするものでしたが、4億6053万5000円の普通交付税から、公共施設整備基金に4億1万7000円を積み立てることについて、交付決定から時間は十分あったのに、議会に対して報告がなかったこと、総務省の普通交付税大綱には、地域経済・雇用対策費を設けることがうたわれているが、漁業者から不漁対策、商工会からプレミアム商品券助成といった要望があったにも関わらず、経済対策や弱者対策が講じられていないこと、T P Pに備えて1次産業の基金への積み立て等について、5人の議員から町の考えを問う質

問があり、2人の議員から反対討論がされ、全会一致で否決しました。

**反対討論 内田 尊之議員**  
国は、地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るなど、住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるようにと交付税措置決定をいたしました。しかし当町では、その目的を逸し、積極的な経済対策を講じず、基金に積み増しをするだけということは無策そのものであります。

行政の使命である町民の福祉向上、弱者救済を果たしていないと私は思います。

地域経済の疲弊を訴える生産者や経済団体の声、また社会福祉費の負担増で困窮を訴える町民の声が行政に届いていないということは痛恨のきわみであり、町民の負託を得て議決権をいただいた者として本案を容認するわけにはいきません。

**反対討論 菅原 義幸議員**  
今般の情勢、今般の交付税の内容から補正予算の計上に誤りがあると考えます。

議会との合意がこれまで取れない以上、議決機関と執行機関との信頼関係が危惧されます。

この2点について理事者に反省を求める意味で本案に強く反対いたします。

## 条 例

### ◎基金条例の一部改正 (追加提案)

これまで水産振興基金だったものを産業振興基金へ変更し、対象事業を拡大することで当町産業の持続的な振興を図ることを目的として、本条例の一部を改正しました。

## 24年度補正予算

### ◎一般会計補正予算(第12号)

(追加提案)

7億2001万9000円を追加し、予算額は92億8651万円となりました。

否決された一般会計補正予算(第11号)から変更された主なものは、普通交付税4億6053万5000円に、補正計上していなかった4247

万8000円を増額し、補正額を5億301万3000円としたことです。

また、公共施設整備基金を4億1万7000円から1億5001万7000円に減額し、条例改正された産業振興基金に2億5003万8000円を積み立て、減債基金を9247万8000円に増額したものです。

### ◎国民健康保険事業特別会計 補正予算(第4号)

7212万2000円を追加し、予算額は17億7013万5000円となりました。

補正の主なものは、国庫補助金等精算返還金、病院事業会計繰出金です。

### ◎国民健康保険事業特別会計 補正予算(第5号)

(追加提案)

予算額に増減はありませんでしたが、国道支出金の減額に伴い、老人保健医療費拠出金の財源を一般財源へ振替えました。

### ◎後期高齢者医療特別会計補

### 正予算(第2号)

51万5000円を減額し、予算額は1億2380万円となりました。

補正の内容は、予算の精査による減額です。

### ◎介護保険事業特別会計補正 予算(第4号)

97万7000円を追加し、予算額は9億8007万8000円となりました。

補正の主なものは、居宅介護サービス給付費負担金、特定入所者介護サービス費負担金です。

### ◎介護サービス事業特別会計 補正予算(第3号)

21万9000円を追加し、予算額は6946万9000円となりました。

補正の主なものは、デイサービスセンターの燃料費、車椅子用体重計購入費です。

### ◎簡易水道事業特別会計補正 予算(第3号)

679万3000円を減額し、予算額は8億14万円となりました。

補正の主なものは、大成区水道施設整備工事費です。

### ◎営農用水道等事業特別会計 補正予算(第3号)

27万1000円を追加し、予算額は2766万5000円となりました。

補正の主なものは、営農用水道等整備基金積立金です。

### ◎公共下水道事業特別会計補 正予算(第2号)

2007万8000円を減額し、予算額は3億9265万6000円となりました。

補正の内容は、予算の精査による減額です。

### ◎風力発電事業特別会計補正 予算(第2号)

109万1000円を追加し、予算額は5388万5000円となりました。

### ◎病院事業会計補正予算 (第6号)

収益的収入及び支出では、

3300万7000円を追加し、予算額は12億6507万4000円となりました。

補正の主なものは、時間外勤務手当や臨時医師賃金、血友病患者のための薬品費です。資本的収入では、342万4000円を追加し、予算額は3916万6000円となりました。

補正の主なものは、国民健康保険直営診療施設整備補助金として、医療機器購入等に対する補助金です。

資本的支出では、94万1000円を追加し、予算額は1億486万8000円となりました。補正の主なものは、国保病院の冷暖房空調設備工事費などです。

## 発 議

### ◎町議会委員会条例の一部改正

地方自治法の一部改正にともない、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことから、本条例の一部を改正しました。

提出議員 石原 広務

賛成議員 熊野 主税  
同 平澤 等  
同 大野 一男  
同 内田 尊之  
同 細川 伸男

◎町議会会議規則の一部改正

地方自治法の一部改正と  
もない、条文の整理をしました。

提出議員 石原 広務  
賛成議員 熊野 主税  
同 平澤 等  
同 大野 一男  
同 内田 尊之  
同 細川 伸男

そ  
の  
他

◎土地及び建物の無償貸付

現在、有限会社ビー・ビー  
ファクトリーに無償貸付して  
いる町有建物等について、平  
成25年3月31日をもって契約  
満了となることから引き続き  
無償貸付するため議決を求め  
られました。

◎過疎地域自立促進市町村計

画の変更  
計画に愛知地区基盤整備事

業、がんび谷地区農道整備、林  
業専用道共和線開設事業、標  
準消火栓設置事業、CTスキヤ  
ナー装置購入事業、画像管理シ  
ステム購入事業、全自動錠剤  
分包機購入事業を追加するに  
あたり議決を求められました。

◎新町まちづくりプランへ新

町建設計画)の変更

東日本大震災による被害を  
受けた合併市町村に係る地方  
債の特例に関する法律により  
合併特例債を起すことができ  
る期間が5年間延長され、  
平成32年度までとなったこと  
から、新町建設計画の期間に  
ついても、平成32年度までの  
5年間で延長することについ  
て、議決を求められました。

◎権利の放棄について

・国民健康保険診療報酬返還金  
・老人保健診療報酬返還金  
・債務者の疾病により就労が  
困難で無資力状態となり、債  
務の履行が見込めないことか  
ら権利の放棄について議決を  
求められ、2つの附帯意見を  
つけて議決しました。

附帯意見

・町の債権は安易に放棄すべ  
きではなく、本件の扱いは  
例外とすべきである。  
・今後町は公平厳正な債権回  
収を行うことに万全を期す  
べきである。

◎指定管理者の指定

町営牧場の管理及び運営  
を、効果的かつ効率的に行わ  
せるため、指定管理者を指定  
しました。

一、公の施設の名称

せたな町営牧場

二、指定管理者となる団体の

名称及び所在地

新函館農業協同組合

北斗市本町1丁目1番21号

三、指定の期間

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

諮  
問

◎人権擁護委員候補者の推薦

任期満了に伴い北檜山区徳  
島23番地37西村眞さん、北檜  
山区若松282番地板垣洋子  
さん、北檜山区丹羽32番地5

本田孝行さんの3名を推薦す  
ることについて、議会として  
意見を求められ、適任として  
答申しました。

報  
告

◎せたな町土地開発公社の清

算報告

せたな町土地開発公社の清  
算が終了したことについて、  
報告を受けました。

意  
見  
書

◎平成25年度地方財政対策に

関する意見書

提出議員 熊野 主税  
賛成議員 澤田 光子  
同 大野 一男

同 内田 尊之  
同 大湯 圓郷

◎TPP交渉の参加断念を求  
める意見書

提出議員 菅原 義幸  
賛成議員 平澤 等  
同 奥村喜美男  
同 石原 広務  
同 小平 久

◎大間原発建設工事の無期限  
凍結を求める意見書  
提出議員 菅原 義幸  
賛成議員 平澤 等  
同 奥村喜美男  
同 石原 広務  
同 小平 久  
同 細川 伸男

◎札幌航空交通管制部の存  
続・充実を求める意見書

提出議員 平澤 等  
賛成議員 奥村喜美男  
同 石原 広務  
同 小平 久  
同 細川 伸男  
同 菅原 義幸

◎生活保護基準の引下げ見直  
しを求める意見書

提出議員 菅原 義幸  
賛成議員 澤田 光子  
同 大湯 圓郷

※各意見書は内閣総理大臣ほ  
か関係大臣、国会宛提出し  
ました。

# 一般質問



6名の議員から一般質問があり、町長、教育長の考えを問いました。

## せたな町農業振興ビジョンの推進は

内田 尊之 議員



### 質問

せたな町の農業は、これまでの農業施策により規模拡大や生産性の向上が進む一方で、担い手不足や高齢化の進行などさまざまな問題に直面しています。

本年度、町は「せたな町農業振興地域整備計画」の見直しと「せたな町農業振興ビジョン」の策定に着手されました。  
この計画は、せたな町の農業振興を図る上で必要であると考えますので、次の点について質問致します。  
①「せたな町農業振興ビジョン」と町が担う役割について。  
②せたな町における耕作放棄

地の面積とそでの不能耕作地の割合について。  
③農業センターの有効活用について。

町長にお伺い致します。

主役である農業者や農業団体に対し前向きな取り組みを促す

### 答弁 町長

①本ビジョンは合併後をはじめ策定する町の農業振興計画として昨年6月に検討を開始し、去る3月4日に決定いたしました。

町といたしましてはこのビジョンをもとに、農業・農村の活性化に向けて、堆肥の投入や輪作体系、耕畜連携などの土づくりの推進や新規作物の導入によるブランド作物の検討等、農業者自らの経営改善や地域農業の改革に取り組み際に活用していきたいと考えています。

また、主役である農業者や農業団体に対し前向きな取り組みを促し、必要な支援をする事を基本と考えています

が、町内には2農協が存在し、農業者や地域によってもさまざまな取り組み方がございますので、調整役となり関係機関・団体を牽引していきたいと考えています。

②せたな町の耕作放棄地は24年度で、約6.1ヘクタールとなっており、その中には耕作不能地はないと認識しています。

③せたな町農業センターにつきましては、平成5年の開設以来農業者の生産コスト及び労働力の軽減を通じて農業振興に大きく寄与したものと考えていますが、ますます厳しくなる町財政や人員の中で、効率的かつ効果的な運営をして農業課題に対応し続けなければならぬと考えています。  
また、農業振興ビジョン策定を機に、担い手不足等に対応するため農業団体と一体となった運営を模索し、農業後継者の研修機能を追加するな

ど、活性化に向けた検討を始めたところであります。

### 再質問

当町の農業情勢を見ますと、農家戸数は10年前の約3分の1になり、農業所得は全道最低水準という現状下にあります。農業振興策は急務であり、振興計画を実現させるには理事者の意気込みが求められているのではないかと私は思います。その姿勢として、農業政策を確実に予算化すべきであり、農協組合長と継続的協議が必要ではないでしょうか。

また、労働力不足の対策として先進事例を参考にし、当町で何をすべきか検証すべきであると考えます。

規模拡大を進めている農家は、耕作地を必要としていますが、現況は、出作・賃貸借で対応しており作業効率が非常に悪いという課題があります。農地の利用集積を推進するべきではないでしょうか。  
農業センターは地元農業者や新規営農を希望する人たち

の研修施設として有効利用するとともに、特産やブランド化を図るうえでの核とするべきではないかと思えます。

**農業関係者としつかりと協議をしていく**

**再答弁**

議員の考えと同様、私もスピード感をもってやらなくてはならないと考えています。

新年度から農業関係者としつかりと協議をさせていた

だきたいと思いますが、今日の農業経営には、高い農業技術や経営能力が求められています。

その点から申し上げます

と、当町では、農家個々の意識の温度差や各農協の姿勢・役割に違いがあります。

町といたしましては、積極

的に関わっていきりードしていきたいと思っています。農地の集積であります。現在、国の事業で再生利用事業がありますので、制度を十分に活用しながら考えていきたいと思えます。

また、農業センターの活用です

が、先進地の施設を見ますと農協がしつかり運営に係わっています。農業者のための農業センターであるため、今後農協と協議を重ねしつかりと対応していきたいと思えます。

せたな町農業センター

また、農業センターの活用です

# 給食「アレルギー」対策は

澤田光子 議員



**質問**

昨年12月、調布市の小学校において、乳製品にアレルギーがある5年生の女の子が給食後に体調が急変して死亡し、食物アレルギー対策の徹底が求められています。

道内でも配膳方法や症状が出た際の体制に自治体や学校間で大きな差が出ていると思われま

す。道教委の調査では、食物アレルギーがある児童・生徒の割合は近年増加傾向にあると言われています。

そこで教育長に伺います。

①現在、何らかの食物アレルギーを持っている児童・生徒は何人いるのか。

②現在の学校での対応は。

③今後の対応は。

状況に応じた適切な対応に努める

**答弁 教育長**

現在、学校現場において、改めて食物アレルギー対策の徹底の必要性が求められているところでありま

す。①食物アレルギー該当児童・生徒は現在、小学生が9人、中学生が10人、合わせて19人います。

ただし、ほとんどが発症しても軽い症状のお子さんで、重篤になる子はいないと聞いています。

②学校での対応ですが、入学する際に保護者から健康調査票を取っており、その中で食物アレルギー疾患の有無についての確認をしています。アレルギー対象児童については、さらに保護者との個別面談により、具体的症状等を養

護教諭や学級担任が把握しています。

また、学校給食センターにおいても、入学前の一日体験入学時において、アレルギーに関する調査を実施して、食物アレルギー児童の把握に努めています。

なお、学校給食センターでは、毎月発行する「給食だより」で献立表を学校、家庭へ配付し使用食材を知らせていますが、献立表の中に、アレルギー対象食物については特に印をつけ、学級担任や養護教諭、保護者がわかりやすいようにすると同時に、情報交換し、事故のないように努めているところであります。

③食物アレルギーを有する児童・生徒への対応は、学級担任、養護教諭が保護者と十分連携をとるとともに、給食センターとも情報を共有しながら、個々の児童・生徒の状況に応じた適切な対応に努めていきたいと考えています。

## 再質問

今、教育長から19名の子供たちが何らかの食物アレルギーがあるという答弁でありました。

また、保護者との面談をしつかりなされていることを伺いましたが、極度のアレルギーがある子供が入学してきたときにはどのような対応を取っていくのか。

現在、国及び道教委としても明確なものを出されていま



北檜山小学校 給食時間の様子

せんので、もし調布市であったようなことがおこったときに、どのような対応をとれば一番いいのかということは前もってしっかりとしたルールをつくっていくかなければならないのではないのでしょうか。命にかかわることなので、万が一に備えた統一したルールが必要だと考えます。

アレルギー症状が出た場合の対応、方向性をせたな町として明確に持つべきではない

かと思いますが、教育長に再度答弁をお願いしたいと思います。

## 緊急時適切に対処できる体制をつくる

### 再答弁

将来そういった重篤になる対象を持つお子さんが入学する場合も考えられますので、さらに保護者、学校、教育委

## 北檜山大成線の全面開通に向けての課題は

大野 一 男 議員



### 質問

開発道路北檜山大成線は本年4月末から供用開始となり、これにより太田地区と新成地区とがつながり交通不能区間は解消されます。しかし、不通区間が解消されたとは言

員会等との連携が必要になってきます。

重篤な症状があらわれた場合、該当者に適した個々のマニュアルを学校の中で前もって作っていく必要があると思っています。緊急時に慌てないように適切な対処をできるように体制づくりについても今後学校にもお願いをしてまいりたいと思っています。

え狭隘箇所は拡幅改良など、まだ未整備区間も点在している現状にあります。また、都地区市街地の町並み整備は、地域住民にとって長年の懸案事項であり、都度要請活動をしてきたところですが、未だこの先の方向性、目的が立っていない現状にあります。

こうした区間の整備計画等について、北海道との協議・要請なども含め、今後の町の取組みについて伺います。

- ①北檜山区新成地区の道路改良の見通しについて。
- ②大成区富磯・上浦地区の現状の改良道路工区の進捗状況と工事再開の目途・完成の見通しについて。
- ③大成区都地区市街地の道路改良と町並み整備事業への取り組みと見通しについて。

## 路線測量調査の早期着手を要請する

### 答弁 町長

道道北檜山大成線は本年4月末に全線の供用開始となります。

新成地区の狭隘箇所の改良については、現道を拡幅する用地の確保が難しいことから、新しい路線を検討しています。上浦工区については、道路計画区域にかかわる用地買収の手続きが進んでいない状況が工事中断の大きな原因となっています。

富磯工区も同様の問題が発生し工事が中断しています。今後の工事の進捗ですが北海道の見通しでは、現在抱え

ている未処理用地案件の解決に努力し平成27・28年度中に工事を完成させたいと聞いています。都地区市街地の道路改良については現道の総幅員が6.5mと狭く歩道もない状況の中、北檜山大成線的全線開通により交通量の増加も見込まれることから安全で安心できる歩行区間の確保が必要と認識しています。

北海道からは当該区間の改良工事は上浦工区の完成後

着手することと伺っています。が、現道を拡幅することになりますと当該区間においては店舗、家屋などが接近していることから、関係機関を含め、関係者と密な協議連携を図る必要があると思っています。

しかし現在この地区の具体的な計画が北海道から示されておりませんので、路線測量調査の早期着手について要請して参ります。



都地区市街地の様子

## せたな町の高等学校 教育の環境整備は

### 質問

道立檜山北高等学校は、せたな町の子供達が親元から通える唯一の学校です。

今後は町の将来を託す人材育成機関として守り育てていかなければなりません。

①通学費補助増額について、

現状3区から同校にバス通学をしている生徒に通学費補助を実施していますが、補助額の増額を図り保護者の更なる負担軽減を図る考えはありませんか。

一人でも多くの生徒が通いやすい環境を整え生徒数の確保を図るべきと考えます。

②道立檜山北高等学校への支援について。

せたな町は、同高校振興会負担金として116万円の助成をしており、他に3農協からも助成金があります。

同振興会はこれらの助成を原資に教育活動や農業教育振興活動などの様々なプログラ

ムを設けその実践活動をしていきます。

今後もし子供達がより良い学習環境の中で授業や部活動等を通じ、より充実した学校生活を送れるよう、支援の推進を図るべきと考えます。

### 現時点で補助の 引上げは難しい

#### 答弁 町長

現行の通学定期補助ですが、旧国鉄瀬瀬線の廃止に伴いバス転換交付金を基金に積みこれを財源に補助しているものです。この補助は、長万部今金、せたな町の3町での北渡島檜山交通確保対策協議会で様々な負担を決めています。

平成21年3町の協議で、当初4分の1であった基金から補助額を、2分の1へ引き上げ、保護者の負担軽減を図ってきました。加えて平成23年から教育委員会の高校通学費補助を設けたところです。したがって、基金からの補助については、この3町の意見などを踏まえて協議し

た上で判断となるため、せたな町としては当初の経緯もあり基金による補助の引き上げは現時点では難しいと判断しています。

檜山北高校振興会への負担金の額は振興会の総会において活動事業が決定されその活動費を負担しています。当町の負担額は同校の要望に沿って増額を図っており、平成25年度も116万円を計上しています。今後も同校で学ぶ生徒一人一人が、様々な振興会の活動により豊かな人間性や確かな学力など生きる力を身につけることができるよう引き続き助成して行きたいと考えています。

#### 答弁 教育長

現在の補助基準は北檜山区の路線バス運行地域で最も遠い新成地区の保護者の負担を上限と定めており、瀬棚区、大成区の利用者にも補助しています。その金額は、保護者負担の上限額13,210円でそれを超える部分については補助を行っていません。

補助額の増額についてであります。また、せたな町内において路線バスや生活バスが運行していない地域もあることや、平成22年からは高校の授業料

## 公有バス定時運行業務に伴う協定書は

小平 久 議員



### 質問

福祉と患者輸送等の公有バスが業務委託により運行されていますが、その乗務員資格等について協定書の第3条では「受注者は、受託管理者の責任において大型自動車第1種又は第2種運転免許証を所有し、運転経験5年以上の者を乗務員に充て、安全誠実にその職務の遂行をするものとする。」となっています。不特定多数の町民が利用する公有バスは、安全管理に最

の無償化により年額118,800円が補助されていることから、当面は現行どおりの補助基準で行ってまいります。

### 協定書の内容を 精査し文言を整理する

答弁 町長

①福祉バス等の公有バスの運行業務については、それぞれ管理運行規則において一般貸し切り旅客自動車運送業者に委託することができると定められており、これに基づき、各所管するバスごとに指名競争入札の執行を経て委託契約を締結し、運行業務を行っています。

また、公有バスについては営業用車両ではなく、いわゆる白ナンバーであることから、法令において運転業務に当たる乗務員については、大型免許取得者であれば1種2種の別を問わないということになっています。

北檜山区、瀬棚区についても2種でなければならぬという規定にはなっており、ご指摘の北檜山区、瀬棚区との整合性については、協定書の内容に関する点、だと思えますので、それぞれ条件、内容を精査しながら、文言の整理を図っていきたくと考えて

います。

②福祉バス等の公有バス運行に係る安全管理については、せたな町福祉バス管理運行規則、せたな町僻地患者輸送車管理運行規則及びバス運行業務委託協定書などに基づき、受注者の責務として法令による車両の適正な管理と運行管理者、整備管理者及び安全運転管理者を設置し、運行業務の安全確保を図ることとしています。

また、町といたしましては、受注者から毎月提出される業務報告書などにより安全管理の確認を行っています。

③町の目的別のバス所有については、福祉バスが北檜山区1台、大成区1台の計2台、患者バスが北檜山区1台、大成区1台の計2台、ふれあいバス・患者バスとして瀬棚区が1台、スクールバスが北檜山区1台、大成区2台の計3台、合計で8台の所有となっています。

答弁 教育長

②大成区のスクールバスの運

行業務については、福祉バス、患者輸送バスと同様に、スクールバス定時運行業務協定書を交わして委託業者に運行管理者等を選任していただき、運行日における始業点検基準に基づく点検の励行、点検実施後の日常点検表の作成及び、運転記録簿の作成を義務づけています。

毎月の委託料請求の際にそれらを提出していただき、運行管理に万全を期していただいています。

また、法令に基づく整備点検の経費や修繕料の経費についてですが、以前は町有スクールバスであったことからその経費は町で負担していたこともありましたが、平成23年度からは北檜山区スクールバス運行業務と同様にそれらの経費はすべて委託料の中に含んだ契約となっています。

### 再質問

請負業者として白ナンバーの車であっても第2種免許を取らせるのが常識ではないですか。町民の足として安全管



# 住民説明の必要性は

熊野 主税 議員



## 質問

町やそれぞれの区にかかわる大きな問題については審議会等に諮問することも一つの方策ですが、広く町民に説明、理解を得ることも重要と考えます。

消防の統合、これからの医療体制、大成区の水道整備等を住民に説明し、理解を得る機会をつくる予定があるのか、お尋ねいたします。

地区懇談会や広報で報告している

## 答弁 町長

自治体の憲法であります地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき議会の議決

より町の広報誌、議会だより、新聞報道で情報が町民の方には発信されているのは承知しています。

ただ、これらの情報は、多くの町民にとって一方通行だと私は考えています。

自治法の規定云々ではなく心情的にもう一つ踏み込んで多くの町民の方の声を聞き、理解、納得していただく説明をする考えはないかお尋ねします。

自治法に基づき  
審議会に諮問している

## 再答弁

消防署建設事業につきましては、検討審議会を延べ7回開催し答申を受け、議会においては特別委員会で延べ7回の審議後中間報告をいただいております。

地域の問題ではなく町の重要課題、重要案件でありますから、全町の町民にお集まりをいただいで説明をいたしまして

地区懇談会の様子



懲戒処分等の  
ホームページ掲載は

## 質問

町のホームページに処分年月日が25年1月29日付で、2月8日にアップした教育委員会職員の懲戒処分が掲載されていきました。

2月には臨時議会、各常任委員会、まちづくり特別委員会と議会で説明する機会があったと思うが、説明の必要

も、理解を得なければ片手落ちになりますし、またそれが必ずしも正しい結論が得られるということにはなりません。決してそれが必要でないというわけではありませんが、全体を集めて一定の方向性を見出すことはかなりの時間と労力を伴い、そういうときのために、道や市も町も政策決定については、自治法の規定に基づいて町民の代表者で構成する審議会から答申をいただくといいことであるので、決して町民の意見を全く聞かないということではありません。

性は無いとの判断なのかお尋ねします。

## 服務規律の徹底、 チェック体制を強化

### 答弁 教育長

このたびの懲戒処分公表は、平成24年度から実施することとなった新たな町職員の懲戒処分に関する公表基準に準じて教育委員会所管の職員を公表したところであります。

しかし、今回のホームページによる公表に関して、私自身いろいろと配慮が足りなかったと感じており、反省をしているところであります。

今後このような事案が生じた場合は議会へ報告いたしたいと考えています。

なお、今後このようなことが起こらないよう、服務規律の徹底と、チェック体制も強化してまいりたいと思います。

### 再質問

昨日、ホームページを確認すると、既に公表は削除されています。

町の顔であるホームページで、様々な情報を発信してほしいと思っておりますのでなぜ削除したのかの思いです。

このことは、ホームページと監査委員報告だけの情報でしたので、今定例会冒頭の行政報告で説明があるものと考えていました。

町からの発信がホームページだけで事足りるということにはならないので、色々な方法により情報を明確に出す様求めます。

## どこまで公表すべきか 配慮し見直す

### 再答弁

公表基準は町では昨年の4月に策定しましたが、教育委員会ではまだ策定してなかったことから町からの指摘で、町に準じた公表基準を2月4日に制定し、2月8日に掲載したというところであります。

掲載から約1カ月経過し十分ホームページでの公表期間がたったということで3月6日に削除をしました。今回の

教育委員会の職員が第1号で公表されたわけで、農業委員会、選挙管理委員会等、町にはたくさん行政機関の職員がおり、そちらとの整合性、どこまで公表すべきなのかを

## 本町の防災対策は

十分配慮しながら町長と協議、見直しをしてみたいと思います。

また、今回の件につきましては今会期中に行政報告をいたしたいと思えます。

### 平澤 等 議員

川の氾濫等自然災害を未然に防ぐ事は困難ですが、的確な対応策によって被害を最少減に抑える事は十分可能です。

本年度計画している総合防災訓練に関連して伺います。

①防災訓練要領と重点地区は。  
②各町内会等の自主防災組織による自主避難や防災体制の整備はどのように図るのか。

③自主防災組織の地域活動補助金は以後継続されるのか。

④地震による津波を想定した場合、高台に避難しなければならぬが、避難道や避難階段の現状を把握しているか。

⑤せたな町内の限界集落における老老避難に対する指導対策をどう講じるのか。

## 大津波を想定するため 海岸地区に重点

### 答弁 町長

①避難訓練は毎年地域を限定し、地震津波を想定して実施しています。

本年は、北海道南西沖地震から20年を迎え、町全体での避難訓練を計画しています。

訓練の想定は、北海道南西沖を震源とするM7.8の巨大地震の発生、町全域に大津波警報発令、町内沿岸部全域に避難指示発令、市街地にも津波の河川遡上に備え避難勧告発令を予定しています。

また、訓練の規模は、各町内会など地域単位に考えています。

重点地域は大津波を想定することから海に面した海岸地区になります。

②各町内会には平成23年度から自主防災組織の結成や避難計画に取組むようお願いし、現在、8町内会から申請があり、1町内会は避難計画を策定されています。

町では本年、「地域活動等



### 質問

未曾有の大災害であった東日本大震災から2年が経ちました。

死者、行方不明者あわせて1万8550人を超える犠牲者が出た事に対し大変痛ましく思います。

せたな町においても20年前の北海道南西沖地震発生で多くの財産や尊い人命が失われました。

地震や津波、大雨による河

推進事業補助金交付要綱」を定めました。地域の自主防災組織の結成、活動に一層支援を実施してまいりますので活用していただきたい。

③自主防災組織活動補助金は次年度以降も継続いたします。

④当町の海岸線は、狭隘な平地に並ぶ住宅地の背後が切り立った急傾斜地であるため避難路の設置に苦慮する地域が多くあります。

地震の発生に伴い津波の恐れのある場合は、一刻も早く少しでも高い場所への避難が肝要です。

せたな町において指定している避難路は5路線で定期的に管理しています。また、北海道が管理する治山施設管理用階段は、北檜山区で8基、瀬棚区で7基、大成区で15基あり災害時は避難路として利用できます。

⑤せたな町の限界集落は北檜山区で4地区、瀬棚区で2地区、大成区で9地区あり合計15地区あります。災害時に支援を必要とする町民を対象に災害時要支援者台帳を作成し

てリストアップを行い、各地区の支援員の皆さんに協力をお願いしています。

また、この台帳登録され、個人情報提供を承諾された方につきましては、地域の民生委員や町内会長を通じて、避難協力や居所確認をお願いしています。

### 再質問

せたな町の海岸線全長77.5 kmに集落が点在しています。

災害時に高台に逃げる避難道路、そして避難階段は町管理が5基、北海道が管理する治山施設管理用階段は30基ありますが、夏は雑草が繁茂し、冬は雪に埋もれて地震による津波発生時に十分機能を果たさない恐れが考えられますが、どのような対策を取るのか。

### 地域防災組織と協力し対応する

### 再答弁

今年度、道から地震による津波のシミュレーションの見



災害時におけるレンタル機材提供協定調印式の様子

直しが指示される予定でしたが、現在科学的根拠のデータ不足のため、当町を含む日本海南部地域は見直しに至らないとの報告がありましたので、平成5年の南西沖地震規模想定での避難対策となります。

避難路や避難階段の整備については、本年度結成される各町内会の地域防災組織と十分協議を重ねて住民の不安解消に向けて対応していきま

す。既に対策済といたしましては、昨年末に各地区に海抜標識を設置しています。

またレンタル会社との間で、災害時に防災機材を優先していただく協定を結んでいます。

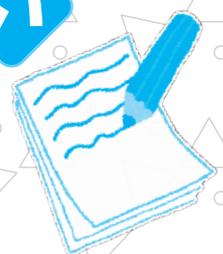
さらに北渡島檜山北部地区4町で災害時の相互応援協定も締結されています。

災害時の避難心得は自分の命は自分で守るという自助の精神、また地域住民の協力による共助の精神が生命を守る原則と考えています。

今後も各地域の皆さんと協議・協力をいただきながら防災対策を進めてまいります。

## 事務局からのお願い

議会議長宛の案内・請願・陳情等は、議会事務局へ提出願います。



# 平成24年 せたな町議会議員出席状況一覧表

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

委員会		総務厚生					産業教育					議会広報発行					議長				
議員名 (常任委員会順)		熊野主税	澤田光子	大野一男	内田尊之	大湯圓郷	平澤等	奥村喜美男	石原広務	小平久	細川伸男	菅原義幸	細川伸男	大野一男	内田尊之	石原広務	大湯圓郷	菅原義幸	真柄克紀		
定例会	第1回	3月2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3月9日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第2回	6月14日	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3回	9月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月28日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第4回	12月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
臨時会	第1回	2月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	第2回	7月6日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
各常任委員会 活動状況		2/10	2/10	2/10	2/10	2/10	1/25	●	1/25	1/25	1/25	1/25	1/30	1/30	1/30	1/30	1/30	1/30	1/25		
		5/10	5/10	5/10	5/10	5/10	2/9	●	2/9	2/9	2/9	2/9	2/9	4/19	4/19	4/19	4/19	4/19	4/19	2/9	
		7/27	7/27	7/27	●	7/27	2/28	●	2/28	2/28	2/28	2/28	7/20	7/20	●	7/20	7/20	7/20	7/20	2/10	
		8/20	8/20	8/20	8/20	8/20	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	3/2	10/31	10/31	10/31	10/31	10/31	10/31	3/2	
		9/4	9/4	9/4	9/4	9/4	5/30	5/30	5/30	5/30	5/30	5/30	5/30	12/18	12/18	12/18	12/18	12/18	12/18	5/10	
		10/9	10/9	10/9	10/9	10/9	8/30	8/30	8/30	8/30	8/30	8/30	8/30	-	-	-	-	-	-	-	5/30
		12/6	12/6	12/6	12/6	12/6	10/17	10/17	10/17	●	10/17	10/17	10/17	-	-	-	-	-	-	-	7/27
		-	-	-	-	-	11/26	11/26	11/26	11/26	11/26	11/26	11/26	-	-	-	-	-	-	-	8/20
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8/30
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9/4
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/9
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/17
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/9
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11/26
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12/6		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12/18		
特別委員会	予算審査	3月2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
		3月9日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	決算審査	9月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
		9月27日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	まちづくり計画調査	2月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3月21日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4月27日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5月29日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6月25日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		7月19日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		8月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		9月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		10月2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10月31日		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11月26・27日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
議会運営委員会	2月8日	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	2月28日	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	3月2日	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	3月13日	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	6月11日	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	6月14日	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	9月21日	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
12月13日	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○		

○出席 ▲欠席(公用) ●欠席(葬儀、病欠、私用)

※奥村議員の決算審査については、議会選出の監査委員として出席しています。

## 常 任 委 員 会 活 動

月 日	委 員 会 名	出席委員数	活 動 状 況
1	25 産業教育常任委員会	5名	所管事務調査（含現地調査）
	30 議会広報発行常任委員会	6名	議会だより27号ゲラ編集、議会広報の発行について
2	9 産業教育常任委員会	5名	所管事務調査
	10 総務厚生常任委員会	5名	所管事務調査（含現地調査）
	28 産業教育常任委員会	5名	所管事務調査
3	2 産業教育常任委員会	6名	補充委員の選任について
4	19 議会広報発行常任委員会	6名	議会だより28号ゲラ編集
5	10 総務厚生常任委員会	5名	所管事務調査（含現地調査）
	30 産業教育常任委員会	6名	所管事務調査
7	20 議会広報発行常任委員会	5名	議会だより29号ゲラ編集
	27 総務厚生常任委員会	4名	所管事務調査（含現地調査）
8	20 総務厚生常任委員会	5名	所管事務調査
	30 産業教育常任委員会	6名	所管事務調査（含現地調査）
9	4 総務厚生常任委員会	5名	所管事務調査
	9 総務厚生常任委員会	5名	所管事務調査
10	17 産業教育常任委員会	5名	所管事務調査（含現地調査）
	31 議会広報発行常任委員会	6名	議会だより30号ゲラ編集
	26 産業教育常任委員会	6名	所管事務調査
12	6 総務厚生常任委員会	5名	所管事務調査
	18 議会広報発行常任委員会	6名	議会広報の発行について

※議員活動としては、このほかにも多種多様な活動をしています。



海拔標識現地調査写真

一、調査年月日  
平成25年2月14日

二、調査項目・調査結果  
総務課所管

・海拔標識について  
避難所等に設置されている  
海拔標識について現地調査を  
し、説明を受けました。

### 総務厚生常任委員会

## 委 員 会 レポ ー ト

町民児童課所管

- ・せたな町国民健康保険及び老人保健診療報酬返還金に係る債権について  
債権の概要や経過について説明を受けました

保健福祉課所管

- ・障害者程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の概要について
- ・障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の概要について
- ・障害者グループホーム条例の一部を改正する条例の概要について
- ・健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例の概要について
- ・新型インフルエンザ等対策本部条例の概要について
- ・指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の概要について
- ・指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の概要について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成25年4月1日に施行されることから、4つの条例の改正、3つの条例の制定の概要について説明を受けました。

### 産業教育常任委員会

一、調査年月日  
平成25年2月22日

二、調査項目・調査結果  
教育委員会企画総務課所管

- ・瀬棚商業高校の再利用(案)について  
瀬棚商業高校の再利用について、これまで行われた協議の経緯や、校舎の再利用案について説明を受けました。

## 産業振興課所管

- ・平成25年度一般会計予算の概要について

平成25年度に行う新規事業について、予算額や財源内訳、事業内容について説明を受けました。

- ・温泉宿泊施設の経営状況等について

温泉ホテル北檜山、国民宿舎あわび山荘の中間決算や決算見込み、修繕状況について説明を受けました。

- ・せたな町農業振興ビジョン策定の進捗状況について

せたな町農業振興ビジョン策定について、検討経過や検討メンバー、ビジョン策定の趣旨などについて説明を受けました。

## 建設水道課所管

- ・地方分権一括法に係る対応について

地方分権一括法の施行により、道路法、河川法、バリアフリー法、公営住宅法の改正により5つの条例の制定、上

水道法、下水道法の改正により2つの条例の改正の概要について説明を受けました。

- ・営農用水道等給水条例の一部を改正する条例について

大成区水道施設整備事業の一部完了により、現在、定額料金制度の大成区宮野旭簡易水道施設、宮野峠下簡易供給施設を久遠簡易水道事業に統合し、計量給水料金制度へすることから、条例の一部を改正することについて説明を受けました。

- ・せたな町橋梁長寿命化修繕計画について

修繕計画の目的や対象となる橋梁、維持管理に係る事業費のコスト縮減に関する基本的な方針、道路の安全性・信頼性が確保されるなどの効果について説明を受けました。

- ・平成25年度大成区水道施設整備事業について

事業の経過や、来年度の事業費の見込額や工事をする地区について説明を受けました。

- ・土地及び建物の無償貸付について

無償貸付する土地や建物、期間、相手方について説明を受けました。

## 議会広報発行常任委員会

- 一、調査年月日

平成25年1月21日

- 二、調査項目・調査結果

・議会だより31号ゲラ編集について(編集作業)

- ・議員出席状況について

## まちづくり計画調査特別委員会

- ◎せたな町消防庁舎建設等について

- 一、調査事件
- ・大成支署の建設位置について

- 二、調査経過

平成25年1月16日の第12回まちづくり計画調査特別委員会において調査を行ったので、3月4日議長へ報告しました。

- 三、調査結果(中間報告)

せたな町消防署大成支署の移転先は、せたな町大成総合支所とする。

- 四、補足事項

石原広務委員からせたな町消防署大成支署は「せたな町立国保病院大成診療所に併設することが消防・救急・医療の一体化を求める大成区民の願いに応えるものである」とする、少数意見の留保があった。

- ◎東日本大震災被災者支援策について

- 一、調査事件

・東日本大震災被災者支援策について

- 二、調査経過

平成24年6月24日から平成25年2月21日まで、特別委員会5回、アンケート調査1回、特別委員会協議会2回、被災者との懇談会1回を実施し支援策を取りまとめたので、3月4日議長へ報告しました。

- 三、調査結果(中間報告)

・産業後継者移住者の受入  
・高齢者等の人的交流  
・被災者雇用企業への支援

- ・被災移住者の定住促進

- ・産業後継者支援

- ・第2次産業事業用地支援

- ・農業後継者新規参入受け入れ

- ・精神的支援

- ・学校休業中の子供の受け入れ

- ・被災者受け入れ支援策の最低3年間の情報発信

- 四、補足事項

これら10項目の支援策は、可能な方法で具体化するとともに、一定期間せたな町公式ホームページに掲載すること。

- ◎町有施設について

- 一、調査事件

- ・町有施設について

- 二、調査経過

平成24年5月29日から平成25年3月13日まで、現地調査を含めて5回の特別委員会を実施し、3月13日議長へ報告しました。

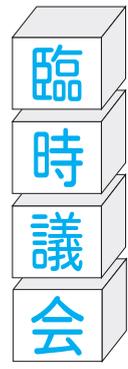
- 三、調査結果

富里生活改善センター、旧老人いこいの家、旧老人軽作業センター、旧第2ヒラメ養殖場ろ過貯水槽、旧職業訓練

校、旧教員住宅7件、教員住宅8件、職員住宅1件、公宅3件の24施設について、平成25年度において解体する必要がある。

※中間報告は、要約して掲載しています。

第1回定例会で報告されました。



審議した議案は原案のとおり可決しました。

### ◆ 第3回 ◆

3月29日開会  
◎平成24年度せたな町一般会計補正予算(第13号)

8019万4000円を追加し、93億6670万4000円となりました。

補正の主なものは、特別交付税額、震災復興特別交付税額の確定による、社会福祉基金、生活交通確保対策基金への積立金です。

せたな町で  
檜山の議員研修が行われました。

2月5日、北檜山区の町民ふれあいプラザにおいて、檜山管内の議員研修が行われ、せたな町からは11名の議員が参加しました。

北海学園大学法学部教授 秦 博美氏は「討議し、行動する議会へー自由主義と民主主義」、北海道新聞社論説委員 川嶋信義氏は「安倍政権と

地方分権の今後」と題して講演がありました。



議員研修会 研修風景

## 議会の動き

### ◆ 1 月 ◆

- 9日 第1回正副議長・委員長協議会
- 16日 第12回まちづくり計画調査特別委員会
- 21日 第1回全員協議会
- 第1回議会広報発行常任委員会
- 24日 第1回議会運営委員会
- 29日 第1回議会臨時会
- 第2回全員協議会

### ◆ 2 月 ◆

- 5日 檜山管内町村議会議員研修会(せたな町)
- 7日 第2回正副議長・委員長協議会
- 14日 第1回総務厚生常任委員会
- 15日 第2回議会臨時会
- 第3回全員協議会
- 21日 第13回まちづくり計画調査特別委員会
- 22日 第1回産業教育常任委員会
- 25日 第1回北部桧山衛生センター組合議会定例会(今金町)
- 28日 第2回議会運営委員会

### ◆ 3 月 ◆

- 5日 第1回議会定例会(初日)
- 予算審査特別委員会
- 12日 第1回議会定例会(2日目)
- 第3回議会運営委員会
- 13日 第14回まちづくり計画調査特別委員会
- 第1回議会定例会(3日目)
- 予算審査特別委員会
- 第4回議会運営委員会
- 14日 予算審査特別委員会
- 第5回議会運営委員会
- 第1回議会定例会(4日目)
- 21日 第1回檜山広域行政組合議会定例会(江差町)
- 29日 第3回議会臨時会
- 第4回全員協議会

## 編集後記

今年にはいり、日本をはじめ世界各地で多くの地震が発生しています。

地震による被害は甚大で、多くの犠牲者や財産が一瞬のうちに失われてしまう光景は見るに偲びがたいものがあります。

東日本大震災後、一段と防災・減災対策が講じられるとともに、国では内閣府に防災担当を設置し、防災対策の視点・方向性を検証しております。しかし、いくら専門家が考え協議しても、未知なる自然の力を抑止する事ができるでしょうか。故事に「千慮一失」という熟語があります。いくら考慮したつもりでも、思いがけない失敗があるという戒めの言葉です。

せたな町は二十年前、北海道南西沖地震を経験し、歴史に残る大きな被害を受けました。今年はこの震災を風化させないよう大規模な防災訓練がおこなわれます。確かに震災後、防波堤や築堤は、以前より強固なものになりましたが、真の防災・減災対策は町民の意識にあるのではないのでしょうか。地震がきたら速やかに建物から離れ、海岸線では高台に避難する。単純ではあるが、生命を守る一番の有効策ではないでしょうか。二十年前の経験がそれを教えてくれたような気がします。(内田)

### 議会広報発行常任委員会

- 委員長 細川 伸男
- 副委員長 大野 一男
- 委員 内田 尊之
- 石原 広務
- 大湯 圓郷
- 菅原 義幸